

山梨県は、平成 16 年 12 月 22 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、山梨県立中央病院駐車場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表した。今般、同法第 6 条の規定に基づき、本事業を特定事業と選定したので、同法第 8 条に規定する特定事業の選定における客観的評価の結果をここに公表する。

平成 17 年 2 月 1 0 日

山梨県知事 山本栄彦

山梨県立中央病院駐車場整備運営事業 特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

山梨県立中央病院駐車場整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

山梨県知事 山本栄彦

(3) 事業内容

本事業の業務においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が以下の業務を実施する。

- 1) 病院駐車場施設（以下「本施設」という。）の設計及び建設業務
- 2) 病院南側道水路付け替え整備業務
- 3) 本施設の維持管理業務
- 4) 本施設の運營業務
- 5) 病院敷地内の外構にかかる維持管理業務
- 6) その他これらを実施する上で必要な関連業務

(4) 事業方式

選定事業者が本施設を設計、建設し、施設完成後に公共施設の管理者等である県に所有権を移転し、その後、維持管理及び運営を行うBTO方式（Build, Transfer, Operate）により実施する。

(5) 事業期間

事業契約締結の日から、平成33年6月までの期間とする。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

1) 立地に関する事項

項目	概要
事業計画地	山梨県甲府市富士見一丁目1-1外
全体敷地面積	39,907 m ² （うち本棟敷地 29,300 m ² ）
事業実施面積	立体駐車場予定地 8,000 m ² （本棟敷地内）
	北側駐車場予定地 6,917 m ²
	南側駐車場予定地 1,200 m ²

	病院前駐車場予定地	324 m ²
	地下駐車場	2,519 m ² (本棟敷地内)

2) 施設に関する事項

項目	概要
駐車場の形式	西側駐車場： 自走式立体駐車場 北側駐車場： 平面駐車場 南側駐車場： 平面駐車場 病院前駐車場： 平面駐車場
駐車台数	立体駐車場：630 台程度 (うち車椅子利用者用 15 台以上) (屋外平面駐車を含む) 北側駐車場：265 台程度 (うち車椅子利用者用 3 台以上) 南側駐車場： 30 台程度 病院前駐車場： 12 台程度 地下駐車場 63 台を含め合計 1,000 台 駐輪場：250 台程度 (立体駐車場に一部併設)
規模・構造	立体駐車場：2 層 3 段 (1 棟) 床面積 11,000 m ² 以下 その他：地上平面式

2. 評価内容

(1) 定量的評価

本事業について、県が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合を比較し、P F I により得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は仮定であり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

1) 前提条件

	県が直接実施する場合	P F I 方式により実施する場合
算定対象とする収益	○県の収益 ・ 駐車整理料 ・ 消費税 ・ 地方交付税	○県の収益 ・ 駐車整理料 ・ 消費税 ・ 法人税 ・ 登録免許税 ・ 地方交付税
算定対象とする費用	○県の費用 ・ 開業関連経費 ・ 設計費 ・ 建設費 ・ 維持管理・運営費 ・ 保険料 ・ 病院事業債償還・支払利息	○県の費用 ・ アドバイザー費用等開業関連経費 ・ モニタリング費用 ○事業者の費用 ・ SPC 設立費用等開業関連経費 ・ 設計費 ・ 建設費 ・ 維持管理・運営費

	県が直接実施する場合	P F I 方式により実施する場合
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料 ・ 公租公課 ・ 借入金返済・支払利息
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・建設期間—1年間 ・ 維持管理・運営期間—15年間 ・ 駐車場の形式 ・ 駐車台数 ・ 規模・構造 ・ インフレ率—0% ・ 割引率—4% 	
設計・建設に関する費用	既存類似施設の実績及び近年の物価水準等並びに関係事業者の参考見積りに基づき設定。	設計・建設の一括発注及び民間事業者の創意工夫やノウハウの活用等により一定の費用縮減が見込めると想定。
維持管理・運営に関する費用	既存類似施設の実績及び近年の物価水準等並びに関係事業者の参考見積りに基づき設定。	設計・建設の一括発注及び民間事業者の創意工夫やノウハウの活用等により一定の費用縮減が見込めると想定。
資金調達に関する事項	○県の資金調達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院事業債 ・ 一般財源（道水路付け替え工事費） 	○事業者の資金調達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本（資本金） ・ 市中銀行借入

2) 選定事業者に移転されるリスクの検討

選定事業者に移転するリスクについては、P F I で実施する場合に選定事業者が付保する保険と同一の条件の保険を付保した場合の保険料相当額を定量化した上で調整した。

3) 算定方法及び評価結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額とP F I 方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、P F I 方式により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が3.3%程度削減されるものと期待される。

(2) 定性的評価

本事業をP F I 事業として実施する場合に以下の主な定性的効果が期待される。

1) 効率的な維持管理・運営の実施

本事業はP F I 方式を用いることにより、設計・建設・維持管理・運営業務までを一括して選定事業者任せのため、業務毎に発注する場合と比較して効率化が図られ、結果、係る費用の最小化を視野に入れた整備が可能となる。また、併せて選定事業者の創意工夫が発揮されるものと期待できる。

2) 県民サービスの向上

P F I 方式によるサービスの提供は、設計・建設から維持管理・運営までの一貫した体制の採用によって、施設の利用し易さや機能性の向上が期待できる。また、選定事業者の提案による駐車場施設、管理及びサービス、植栽計画等により、より利便性や快適性を重視した病院駐車場施設として直接的・間接的に県民サービスの向上に繋がることが期待される。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、発生の予想されるリスクについて、予めその責任分担を県及び選定事業者の間で明確化することによって、リスクが顕在化した際における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待される。

(3) 総合評価

本事業を P F I 事業として実施することにより、事業全体を通じて選定事業者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、定量的評価における V F M の達成に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに P F I 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。